

岩手県告示第412号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関（以下「判定機関」という。）の構造計算適合性判定の業務を行う事務所（以下「事務所」という。）の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成27年5月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

判定機関の名称	変更事項	内 容		変更年月日
		変更前	変更後	
一般財団法人岩手県建築住宅センター	事務所の所在地	盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号	盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号 いわて県民情報交流センター2階	平成27年5月1日
		盛岡市盛岡駅西通二丁目3番18号	盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号 いわて県民情報交流センター3階	